

ろうきゅうきけん 老朽危険空き家除却助成事業についてのご案内

老朽化し危険な空き家の除却（解体）を行う場合に、その除却費用の一部を補助します。

対象建築物…以下のすべてに該当する建築物

- 町内にある建物 ●空き家であること
- 建物の半分以上が一般の住宅として使用されていたこと
- 木造または鉄骨造であること
- 通学路及び避難路に隣接し、倒壊等の危険性がある建物
- ※その他交付要件がありますので、事前にご相談ください。



補助金額…補助対象経費の5分の4の額（上限120万円）

【お問い合わせ】地域づくり推進課 有線：31-5261 電話：54-2524

9月10日～9月16日は「自死予防週間」です

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、外出や交流の自粛、仕事や学業への不安等、普段と異なる状況に置かれたストレスから、「生きるのがつらい」といった気持ちを抱いている方は少なくありません。自死の多くは追い込まれた末に起きるものであり、誰にでも起こり得る危機です。悩みをひとりで抱え込まず、まずは信頼できる人や専門機関に相談してみませんか？

～一緒に考える相談先があります～

しまね分かち合いの会・虹 (自死遺族自助グループ)

大切な人を自死で亡くした遺族同士が、想いを共有できる、「分かち合い」のつどいです。

◆会場・日程

松江：いきいきプラザ島根

- ・10月3日(日)
- ・12月18日(土)
- ・令和4年2月12日(土)

出雲：出雲市民会館

- ・9月4日(土)
- ・11月20日(土)
- ・令和4年1月8日(土)



◆お問い合わせ

電話：090-4692-5960 (桑原)
24時間電話相談もしています

相談窓口	電話	受付時間・開催日時等
島根いのちの電話	0852-26-7575	月～金曜 9:00～22:00 土 9:00 ～翌日曜 22:00 (年中無休)
こころの健康&もの忘れ相談	◆要予約 0854-42-9642	毎月第2火曜(原則) 13:00～15:00 雲南保健所
精神科医師による巡回相談		9月28日(火) 10月26日(火) 奥出雲健康センター
臨床心理士によるこころの健康相談	◆要予約 0854-54-2781	毎月第1月曜(原則) 14:00～15:00 役場仁多庁舎

低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金 (ひとり親世帯以外分)のご案内



新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外分)が国から支給されることとなりました。

1. 支給対象者

①②の両方に当てはまる方 (※ひとり親世帯分の給付金を受け取った方を除く)

令和3年3月31日時点で

- ① **18歳未満の児童**(障がいのある方の場合、**20歳未満**)を養育する父母等
(※令和3年4月1日から令和4年2月末までに生まれた新生児を養育する父母も対象となります。)

- ② **■令和3年度 住民税(均等割)が非課税**の方
または
■令和3年1月1日以降の収入が急変し、住民税(均等割)非課税相当の収入となった方

2. 支給額

児童1人当たり **5万円**

3. 給付金の支給手続き

I. 令和3年4月分の児童手当または特別児童扶養手当の受給者で住民税非課税の方

- ▶給付金は、**申請不要**で受け取れます。
- ▶令和3年4月分の児童手当または特別児童扶養手当を支給している口座に振り込みます。
- ▶令和3年8月中旬頃に案内通知を送付します。本給付金を辞退される場合は、奥出雲町ホームページから「子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外分)受給拒否の届出書」をダウンロードしていただき、令和3年8月30日(月)までに提出してください。

II. 上記以外の方(例:高校生のみ養育している方、収入が急変した方)

- ▶給付金を受け取るには、**申請が必要**です。
- ▶奥出雲町ホームページから「申請書」と「収入申立書」または「所得申立書」をダウンロードしていただき、ご記入の上、必要書類とともに提出ください。また、申請書等は結婚・子育て応援課にもありますのでお問い合わせください。
- ▶申請内容を確認し、給付金の支給要件に該当する方には、指定口座に振り込みます。

【お問い合わせ・提出先】結婚・子育て応援課 有線：20-4271 電話：52-2206

環境にもお財布にもやさしい生活にチャレンジ!!

「不公平を正していこう-気候正義(Climate Justice)」

①先進国と発展途上国 ②富裕層と貧困層

世界の我々富裕層約10%が温室効果ガスの約50%を出す一方、世界の貧困層約50%の排出量は約10%と彼らは化石燃料エネルギーなく生活しています。にもかかわらず、世界中で洪水、巨大台風、干ばつなどの異常気象、海面上昇や砂漠化が進行していますが、その影響、しわ寄せをより深刻に受けているのは、発展途上国であり貧困層です。現在、気候変動により、世界で年間2千万人以上の難民や移民が発生しています。

③先行世代と将来世代

また、現在に生きる我々世代までは温暖な気候の中、快適な生活ができていますが、次世代の人々は、熱帯夜と異常気象が続く中、二酸化炭素を増やせない生活が当たり前になります。つまり、今も我々が出し続けている二酸化炭素排出のツケを次世代が払うこととなります。



先進国・富裕層・先行世代が起こした異常気象などのしわ寄せや不利益を、発展途上国・貧困層・将来世代などの弱者だけが負うべきではないという人権的な考え方が気候正義です。

地球温暖化防止対策地域協議会・エコナイト(奥出雲町在住しまねエコライフサポーターの会)

未来のために、いま選ぼう。